

令和6年2月22日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 穴 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次	

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

19番 大 森 俊 和

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域振興部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局 長 中 廣 晋	建 設 部 長 加 藤 伸 司
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 次 長 宮 脇 有 子
君田支所長 影 山 敬 二	布野支所長 才 田 申 士
作木支所長 坂 田 保 彦	吉舎支所長 畑 中 幸 治
三良坂支所長 明 賀 克 博	三和支所長 細 美 寿 彦
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局 併選挙管理委員会事務局 長 濱 口 勉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 児 玉 隆	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（23日間）
第 2		市長の施政方針について
第 3		議会運営委員長報告（諮問事項関係）
第 4		市立三次中央病院建替等調査特別委員会委員長報告
第 5	報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 6	議案第16号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
第 7	議案第17号	三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第18号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）
	議案第19号	三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
	議案第20号	三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第21号	三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第22号	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）
	議案第23号	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
	議案第24号	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
	議案第25号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
	議案第26号	三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例（案）
	議案第27号	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）
	議案第28号	三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
	議案第29号	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第30号	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係

	議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号	る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案） 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案） 三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案） 三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）
第 8	議案第39号 議案第40号 議案第41号 議案第42号	三次市総合計画の策定について 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 市道路線の認定、廃止及び変更について
第 9	議案第 9 号	令和 5 年度三次市一般会計補正予算（第 8 号）（案）
第 1 0	議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号	令和 5 年度三次市一般会計補正予算（第 9 号）（案） 令和 5 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案） 令和 5 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案） 令和 5 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案） 令和 5 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）（案） 令和 5 年度三次市病院事業会計補正予算（第 3 号）（案）
第 1 1	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号 議案第 8 号	令和 6 年度三次市一般会計予算（案） 令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案） 令和 6 年度三次市診療所特別会計予算（案） 令和 6 年度三次市介護保険特別会計予算（案） 令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案） 令和 6 年度三次市土地取得特別会計予算（案） 令和 6 年度三次市病院事業会計予算（案） 令和 6 年度三次市下水道事業会計予算（案）

第 1 2	請願第 1 号	三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワ ンの負債返済等に使⽤しないことを求めることについて
-------	---------	---

令和6年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和6年2月22日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（日間）…………… 9
第 2		市長の施政方針について…………… 9
第 3		議会運営委員長報告（諮問事項関係）…………… 16
第 4		市立三次中央病院建替等調査特別委員会委員長報告…………… 18
第 5	報 1	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）… 21
第 6	議 16	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）…………… 22
第 7	議 17	三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案） 23
	議 18	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）…………… 23
	議 19	三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…… 23
	議 20	三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）…………… 23
	議 21	三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）…………… 23
	議 22	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）… 24
	議 23	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）… 24
	議 24	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 25	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 26	三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 27	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 28	三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 29	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 24

	議 30	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 31	三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 32	三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 33	三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 34	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 35	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 36	三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 37	三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）…………… 24
	議 38	三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）… 24
第 8	議 39	三次市総合計画の策定について…………… 42
	議 40	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について…………… 42
	議 41	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について…………… 42
	議 42	市道路線の認定、廃止及び変更について…………… 42
第 9	議 9	令和 5 年度三次市一般会計補正予算（第 8 号）（案）…………… 43
第 10	議 10	令和 5 年度三次市一般会計補正予算（第 9 号）（案）…………… 44
	議 11	令和 5 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案） 44
	議 12	令和 5 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案）…………… 44
	議 13	令和 5 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）…………… 44
	議 14	令和 5 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）（案）…………… 44
	議 15	令和 5 年度三次市病院事業会計補正予算（第 3 号）（案）…………… 44
第 11	議 1	令和 6 年度三次市一般会計予算（案）…………… 48
	議 2	令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）…………… 48
	議 3	令和 6 年度三次市診療所特別会計予算（案）…………… 48
	議 4	令和 6 年度三次市介護保険特別会計予算（案）…………… 48
	議 5	令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）…………… 48

	議 6	令和 6 年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………	48
	議 7	令和 6 年度三次市病院事業会計予算（案）……………	48
	議 8	令和 6 年度三次市下水道事業会計予算（案）……………	48
第 1 2	請 1	三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティ ワンの負債返済等不使用しないことを求めることについて……………	52

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和6年3月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は23人です。

これより令和6年3月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、増田議員及び徳岡議員を指名いたします。

開会に当たりまして、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震により被災されました皆様に対しまして、市議会を代表して一言お見舞いを申し上げます。

このたび発生しました地震においては、甚大な被害が発生し、多くの貴い命と財産が奪われました。今回の地震でお亡くなりになられた方や、その御家族に対しまして、改めて心から哀悼の意を表すとともに、負傷された方々へお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

ここで、お亡くなりになりました方々に対しまして、哀悼の意を込めまして1分間の黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（山村恵美子君） 黙禱を終わります。

御着席ください。

この際、御報告いたします。本日の会議の欠席者として、大森議員から一身上の都合により欠席する旨、届出がありました。以上で報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月15日までの23日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 市長の施政方針について

○議長（山村恵美子君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から指名を頂きましたので、令和6年度の施政方針を申し述べさせていただきます。議員各位を始め、市民の皆さんには、平素から市政各般にわたり御支援、御協力を頂き、厚く感謝を申し上げます。

本日、令和6年3月三次市議会定例会の開会に当たり、新年度に臨む私の所信と主要施策の概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、本年元旦に発生しました令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りするとともに、本市といたしましても、引き続き応援職員の派遣や物資の提供など、可能な限りの支援を行ってまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、社会経済活動も正常化が進み、市内においても、従来の形によるイベントが再開されるなど、賑わいが戻りつつあります。こうした中、今年は平成16年の市町村合併から20年という記念すべき節目を迎えます。本市では、新市まちづくり計画を基本に、総合計画を始めとする各種計画に基づき、市民の幸せの実現に向け、都市機能や道路交通網、生活基盤の整備、子育て、教育、医療体制の充実、防災・減災対策、住民自治組織の活動支援など、ハード・ソフト両面から、市民生活の向上に向けた取組を着実に積み重ねてきました。

この間、全国的な人口減少の傾向には歯止めがかからず、本市においても、人口は、合併時の約6万2,000人から、現在は昨年末で4万8,000人余りと、約1万3,000人、2割を超える人口減少となっています。国立社会保障・人口問題研究所が発表した令和5年8月の日本の将来推計人口の序文において、「今後は加速的な人口減少と世界に類を見ない高齢化という事態に直面して行くが、将来推計人口とは、けっして確定した運命を示したのではなく、どちらの方向へ進むかはわれわれに託されている」と記されています。現在の人口の減少傾向を反転させることは容易ではありませんが、今、私たちがこの課題に向き合い、取り組むことで、将来世代への責任を果たさなければいけません。

今回取りまとめました第3次三次市総合計画(案)は、人口減少社会と共生し、社会経済環境の変化に対応していく積極性と柔軟性を併せ持ちながら、持続可能なまちを未来の世代に引き継いでいくという使命の下で、新たなまちづくりの総合指針として策定し、今議会に提案させていただきます。めざすまちの姿「人と想いがつながり、未来につなぐまち」にはそうした思いが込められています。この総合計画(案)の策定に当たり、三次市総合計画審議会での審議のほか、市内中高生を含むアンケート調査、多様な分野の市民の皆さんや高校生の参画によるワークショップ、住民自治組織における意見交換、そしてパブリックコメントなどを通

じて、多くの皆さんに御意見を頂きました。多くの皆さんの思いがこもった総合計画（案）とすることができ、御協力を頂いた皆さんに心から御礼を申し上げます。

続いて、財政状況について申し上げます。

令和4年度決算の実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標はいずれも基準以内で、財政の健全性を維持していますが、一般財源の余裕度を示す経常収支比率は98.4%となり、依然として経常的に使える一般財源の余裕がない状況となっています。昨年11月にお示しした三次市財政計画において、令和8年度の普通交付税は、令和7年度の国勢調査による人口減少を見込み、同年度経常収支比率は100%を超えるものと推計しています。少子高齢化等に伴う社会保障関係経費や物価高騰などにより、維持管理費等が依然として高い水準で推移しており、限られた財源による厳しい財政運営が続いていきます。財政状況は厳しさが続くものと考えていますが、中長期的視点に立ち、あれもこれもではなく、限られた財源を選択と集中で有効に活用するとともに、人件費や施設の維持管理費などは適切な水準の維持を前提としつつ、デジタル技術を活用した業務の効率化を進める中で抑制の方策に取り組むなど、計画性のある持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、令和6年度当初予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

私が就任して以降、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、市民の皆さんの暮らしの安全・安心を守る施策に重点を置いて取り組んできました。災害復旧事業やコロナ禍が一段落したことにより、これからは、第3次三次市総合計画（案）に基づき、将来に向けた各種施策に積極的かつ着実に取り組んでいきたいと考えています。令和6年度当初予算（案）は、第3次三次市総合計画（案）を軸として、市政運営を計画的に行うための各種計画の達成に向けた諸施策の推進と、社会的な要請を踏まえたDXの推進や、脱炭素化の取組に積極的に予算配分を行いました。

続いて、令和6年度予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計など8会計を合わせた市全体の予算規模は676億4,433万1,000円で、肉づけ予算である令和5年度5月補正後に比べて6,933万5,000円、0.1%の減としています。一般会計は384億1,000万円で、3億6,714万7,000円、1%の増です。また、5つの特別会計は合計135億7,559万2,000円で、2億2,779万6,000円、1.7%の減としています。

一般会計の歳入の特徴としましては、市税が、市民税の定額減税や固定資産税の減などにより約3億4,000万円の減、地方交付税は、物価高騰や人件費の上昇等を要因として約4億3,000万円の増としていますが、全体的な財源の確保は厳しい状況が続いており、財政調整基金などを約16億1,000万円繰り入れることとしています。

歳出の特徴を性質別に見ますと、義務的経費については、人件費は、会計年度任用職員の勤勉手当の導入や定年引上げによる退職手当の支払いなどにより約2億9,000万円の増額、扶助費や公債費は合わせて約1億3,000万円の増額となっており、削減が困難な経費が増加しています。その他の経費については、物価高騰などの影響により経費の増大が見込まれる中、内部管理経費の削減に努めつつ、新規事業の拡充事業については、財源の確保に最大限努力しまし

た。普通建設事業費は、令和5年度から着手している三次小学校改築事業や東光保育所整備事業などの大型事業や、みよし運動公園運動広場改修事業、十日市高平地区への消防施設整備に伴うアクセス道路整備のほか、市道、県道の道路照明LED化などを進めることにより、約5億2,000万円の増となっています。

新しい総合計画（案）の主題は、「多様なつながりによる“ツナガリ人口”の拡大」と「共創」のまちづくりです。“ツナガリ人口”拡大の取組の中心として、組織改編する地域共創部では、住民自治組織等との協働のまちづくりを継続的に推進するとともに、地域公共交通対策についても、多様な関係者と連携し、JR芸備線への対応を含め、しっかりと取り組んでまいります。移住・定住の推進では、みよし暮らし推進事業を継続的に実施しながら、ふるさとサポーター事業の改革や、移住を検討している方の現地ツアー、みよし暮らしをテーマにしたコンテストなど、三次に関心を寄せ、関わっていただける方を増やす新たな事業に取り組みます。また、地域の魅力を発掘、創出して、市内外へ発信するシティープロモーションに全庁を挙げて取り組み、市民の皆さんが三次に愛着を持ってもらうことで、人口流出を抑制するとともに、ふるさと納税や三次製品の販売促進の取組なども活用しながら、認知度向上を図り、“ツナガリ人口”の拡大につなげていきます。

教育においては、三次市教育大綱・三次市教育振興計画の下、中長期的な教育振興をめざし、主体的、創造的に持続可能な三次を実現する人づくりを着実に進めてまいります。新たに教育企画課を設置するなど、推進体制も整え、みよし結芽人育成事業の推進や、小・中学校適正配置、三次小学校、十日市小学校等の改築など、重点課題の確実な解決に向け、取組を強化します。こうした取組を強力に推進するため、島根県海士町では、地域と学校が連携した教育の魅力づくりに取り組まれた豊田庄吾氏を職員として招へいします。豊田氏の知見と人脈を生かし、教育振興はもちろんのこと、情報発信や産学官連携など、本市のまちづくりに新たな風を吹き込む存在としての活躍を期待しているところです。

また、次の世代へ、豊かな自然と共生し、活力にあふれ、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちをつないでいくため、脱炭素化の推進を図ります。本年度、市内の中高生がみよし未来環境会議のメンバーとして、様々な学習や市内外での体験活動を通じて、環境についての理解や自身の考えを深め、来月には提言という形で成果をまとめてくれることになっています。令和6年度もこうした活動を継続することで、次代を担う若い世代の思いを脱炭素社会の実現を始めとした観光分野の取組に生かしてまいります。新しい総合計画（案）において共通基盤として位置づけているDXやシティープロモーション、広島広域都市圏を始めとする市域を越えた広域連携などを効果的に取り入れ、本市が取り組む施策、その全てが多様なつながりによる“ツナガリ人口”の拡大に向けて、今やるべきことを着実に実行してまいります。

続いて、第3次三次市総合計画（案）の政策の体系に沿って、市政運営の主な取組を申し上げます。

まず、「健康で安心感のある暮らし」です。

保健・医療の分野では、第2次三次市健康づくり推進計画に基づき、全ての市民が健やかで

幸せを実感できるまちをめざし、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、ネウボラみよしの取組やオーラルフレイル予防事業、みよしふるさとランチ事業、こころサポーター養成事業などを始めとした母子保健、健康推進、食育推進、自殺対策の各分野の計画に基づいた各種事業を展開してまいります。また、市立三次中央病院改築事業では、令和11年度の開院に向け基本設計を進めるなど、計画的な事業推進を図ります。引き続き、備北圏域での中核病院としての専門性を発揮しながら、広島県や広島大学、関係団体との連携の下、手術支援ロボットの導入や診療科の充実を図ることで、地域の皆さんから信頼され、親しまれる病院づくりを進めていきます。

福祉の分野では、三次市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画や三次市いつまでもいきいき元気プラン（三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）に基づき、引き続き社会福祉協議会等の関係機関と連携し、障害者や障害児の地域におけるサービス提供及び相談体制の充実、認知症へのサポートの充実、元気サロンの拡大など、各種取組を展開することにより、高齢者の皆さん、障害のある人やその家族が住み慣れた地域で生き生きと自分らしく安心して暮らし続けられる地域包括ケアを推進します。

多文化・共生の分野では、人権を尊重し、多様性を認め合う意識の醸成につながる取組を推進します。「アシスタ1 a b.」では、女性の起業支援、就職応援等を推進するとともに、平和で全ての人の人権が尊重される社会、男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業を継続的に取り組みます。

「安全で快適な生活環境」では、自然環境の分野において、2050年カーボンニュートラル実現に向けた市民、事業者、行政の一体となった取組を推進するため、（仮称）三次市脱炭素条例の制定や、市内の中高生によるみよし未来環境会議の取組などを通じた脱炭素普及啓発の取組を積極的に推進します。また、三次市カーボンニュートラル推進本部を核として、三次市地域再生可能エネルギー導入戦略に位置づけられた事業の具体化に向けた調査検討を行うとともに、実施可能なものから着実に取り組んでまいります。具体的には、市立図書館の中央館やジミー・カーターシビックセンター等の公共施設や市道、県道の道路照明について、省エネかつ長寿命であるLED化を図ることで、脱炭素化を進めるとともに、トータルコストの縮減を図ります。その他ごみ処理については、安芸高田市や北広島町と連携した広域での検討を進めます。

生活基盤の取組では、市民の皆さんの暮らしに欠かせない道路、橋梁、上下水道や空き家対策、市営住宅などの整備・維持を計画的に推進します。一般廃棄物最終処分場整備事業では、候補地の選定に向け、継続的に取り組みます。また、市役所本庁舎の駐車場について、新たに土地を購入し、整備することで、来庁者の利便性向上を図るとともに、民間駐車場の借り上げ経費削減を図ります。

D Xの取組では、住民基本台帳、税、福祉等に係る基幹業務システムについて、国の基準に基づいた統一標準化を実施してまいります。また、D X・スマートシティー推進事業として、SHIBUYA QWSを活用したシティープロモーションや、市内事業者のPR、首都圏在

住の本市関係者を対象としたイベント開催などにより、“ツナガリ人口”の拡大などに取り組むほか、生成AIを庁内業務の中に取り入れ、文書作成、要約等を行うことで業務の効率化を図ります。コロナ禍を経て、私たちの生活にデジタル技術が急速に浸透しており、引き続き日常生活を便利で豊かにしていくことをめざし、あらゆる分野での施策展開においてDXの活用を検討してまいります。

交通面においては、好評を頂いている「バス&レールどちらも割切符」への支援を継続するとともに、路線バスや市民バス、JR芸備線・福塩線などの生活移動手段の維持確保、利用促進策を進めます。

防災・減災、安全の面では、「災害は起きるもの、常に有事に備える」という考えの下、取組を行っているところです。3月18日には、徳島県三好市、愛知県みよし市と、「みよし」を市の名前とする3市で、災害時における相互応援に関する協定の締結も予定しており、広域での相互応援体制を強化していきます。北陸地方を中心に大きな被害をもたらした令和6年能登半島地震を受け、適時的確な災害への準備と防災力向上の必要性を改めて痛感したところであり、本市においても怠ることなく、計画的に取組を進めてまいります。

備北地区消防組合消防本部と三次消防署の移転事業では、広島県高平施設の解体等を行います。あわせて、アクセス道路となる十日市276号線、（仮称）酒河160号線の測量設計や工事等の整備を進めます。また、十日市南地区における雨水等の浸水被害について、対策を検討するための調査を実施します。そのほか、権現川貯留施設や排水機場ポンプ整備の推進、自主防災組織の支援、消費生活センターによる相談体制の確保など、ハード・ソフト面で市民の皆さんの命と暮らしを守り、安全・安心な暮らしづくりを推進します。加えて、火災・水害対応や行方不明者の捜索などにおいて、献身的な活動により地域の安全・安心を守っていただいている消防団員の報酬について、消防庁の通知を踏まえた処遇改善を図ってまいります。

「子どもの未来応援」では、子育て支援において、こども医療費助成事業やこども発達支援センター事業など、充実した支援を継続するとともに、子供や家庭における様々な相談や困り事に対応するワンストップの窓口「こども家庭センター」を設置し、相談支援の機能を充実します。また、令和5年度に実施した子供の生活実態調査や、令和6年度に実施する子ども・子育て支援ニーズ調査に基づき、こども計画の策定に取り組みます。

東光保育所の整備においては、令和7年度の完成に向け、年内には新園舎の完成を予定しており、その後、既存園舎の解体などに着手します。

教育の分野では、新たに策定する三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画に基づき、みよし結芽人育成事業として、小・中9年間を貫く三次独自の新たなカリキュラムの開発と、教職員の研修を進めるコアカリキュラム推進プロジェクト、教育政策研究チームによる教育政策の立案、施策の検証等を実施するための研究、児童生徒のプレゼンテーション能力の向上をめざす発信力向上プロジェクトを進めます。

学習環境の改善では、タブレット端末を用いた学習にも快適に取り組めるよう、児童生徒の学習机と椅子を更新します。また、今後、小・中学校の適正配置に関する検討を進めてまいり

ます。

学校給食においては、三次ならではの食材を用いることで、ふるさと三次への関心と郷土愛を高める食育を推進します。

ハード面において、三次小学校改築事業では、令和7年度2学期からの供用開始をめざし、新校舎の建設に着手します。十日市小学校等の改築についても、整備に向けた検討を進めるほか、学校トイレの洋式化について、令和6年度と7年度の2か年で、基幹避難所となっている学校を中心に整備を推進します。

三次の次代を担う子供たちの学力向上や教育環境の充実を図るべく、各種取組を幅広く展開してまいります。

「豊かな心と生きがい」では、芸術・文化分野において、奥田元宋・小由女美術館を始めとする市内4つの美術館や市民ホールきりりなどにおいて、引き続き質の高い芸術文化に触れる機会を提供していきます。湯本豪一記念日本妖怪博物館は、平成31年の開館から5周年の節目を迎えます。この間、コロナ禍もありましたが、妖怪をテーマにした日本でもまれな博物館であり、三次の重要なコンテンツとして様々な展示、取組を行ってきました。今年は5周年を記念したイベント等を開催しながら、さらに妖怪文化を発信してまいります。

スポーツ分野においては、かねてから要望のあった三次運動公園運動広場の人工芝生化を行います。サッカーを始め、多目的に利用できる広場として、多くの皆さんが楽しめる空間にしてまいります。昨年9月には、本市で女子野球ワールドカップ・グループBが行われ、今年はカナダにおいてファイナルステージが開催されます。この大会に向け、三次において予選を勝ち抜いた侍ジャパン女子代表の事前合宿を予定しています。こうした女子野球タウンとしての取組を始め、スポーツのまちみよし応援事業として、スポーツコミッションの設立も視野に、市民の皆さんがそれぞれのライフステージでスポーツに親しめる環境づくりを推進し、健康づくりへつなげていきます。また、引き続き、女子野球を切り口として、女性活躍の推進や地域課題の解決に向けた取組を行い、女子野球の聖地をめざします。

「いきいきとした地域」では、定住・交流分野における移住者支援として、みよし暮らし推進事業を継続し、移住・定住の促進を図ります。また、ふるさとサポーター事業については、新たにみよしファンクラブ事業として、三次の内と外、または内と内がつながる新しい仕組みとして再生し、会員の拡大と情報発信を強化します。加えて、みよし暮らしフェアや私のみよし暮らしコンテスト、移住体験・空き家見学現地ツアーなども開催し、三次への移住検討、きっかけづくりにつなげます。これまでの取組に加え、新たな試みも取り入れながら、三次のまちづくりに関わっていただける”ツナガリ人口”の拡大をめざします。

また、冒頭にも申し上げた市制施行20周年については、6月1日に記念式典を予定しているほか、年間を通じて賑わい創出イベントへの支援を行ってまいります。

住民自治においては、地域の未来づくりアドバイス事業や各地域の課題解決に向け、大学や地域に関わりたい人とのマッチング支援などを通じて、住民自治組織と伴走しながら、特色ある活動をサポートします。

「活力ある産業」の農林畜産分野では、第２期三次市農業振興プランに基づき、認定新規就農者育成支援事業や振興作物産地化推進支援事業など、担い手の育成・強化や生産力・販売力強化に向けた各種支援策、有害鳥獣対策などを展開し、持続可能な地域農業の確立をめざします。

地域資源を生かした元気づくりとして、ＩＣＴを活用したスマート農業の導入による省力化や効率化、また、薬用作物の産地化を推進するなど、新たな付加価値の創出にも取り組みます。三次アグリパーク整備事業では、引き続き、官民連携手法により、事業化に向け取組を推進します。また、10周年を迎えるトレッタみよしの老朽化した空調設備等の改修を行います。

商工においては、市内企業における人員不足への支援対策として、多様な人材確保事業や起業・就労・事業継承などの幅広い事業者支援、みよし産業応援事業を継続します。また、三次商工会議所、三次広域商工会から要望の強いプレミアム付き商品券「三次藩札」への補助も継続し、地域経済の活性化を後押しします。

観光面では、新たな第２次三次市観光戦略の下、みよしDMOを中心に、地域資源を最大限活用した魅力ある観光プロダクトの開発や戦略的な情報発信を行い、入り込み観光客、宿泊者の増大を図り、観光消費額を拡大することで、持続可能な三次の観光をめざします。加えて、広島県観光連盟との連携を図り、訪日外国人をターゲットとした広域周遊観光コンテンツ造成など、受入れ環境の整備や、ＳＮＳを活用したプロモーションなどの取組を拡大・強化してまいります。

以上、新年度の市政運営に当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。市町村合併から20年という節目であり、新しい総合計画、みよし未来共創ビジョンがスタートするこの機を捉え、市民の一体感を醸成し、本市のまちづくりに関わる全ての方々とつながりを大切に、市民の幸せの実現と将来の三次市へつながる三次の元気づくりに全力で取り組んでまいります。三次の未来を市民の皆さんとともにつくる共創のまちづくりを進めてまいりますので、引き続き皆さんの御支援、御協力をお願い申し上げます。令和６年の施政方針に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第３ 議会運営委員長報告（諮問事項関係）

○議長（山村恵美子君） 日程第３、議会運営委員長報告（諮問事項関係）を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議会運営委員長。

〔議会運営委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○議会運営委員長（宍戸 稔君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長報告（諮問事項関係）を行います。

本委員会は、正副議長の活動方針に基づき諮問された「常任委員会の活性化及び学習機会の拡充について」、「議会基本条例の条項の見直し等について」、「議員定数削減に伴う諸課題



への対応について」の3項目について、委員間での自由討議を中心に議論を重ね、これまで委員会を24回、全員協議会を2回開催し、令和5年3月定例会では、委員会の独自性をもって行う付託議案の調査研究の取組等「常任委員会の活性化及び学習機会の拡充について」及びオンラインの方法による委員会の開催に係る委員会条例及び会議規則の一部改正の提案などの中間報告を行いました。そして、令和5年7月3日、第14回の委員会では、実際にオンラインの方法により開催し、運営要綱による実施が可能であることを確認しました。

次に、「議会基本条例の条項の見直し等について」であります。

初めに、議会基本条例第20条の規定に基づく、任期中の議会・議員活動検証方法を構築すべく、検証手法に関する実施要領を作成し、議会・議員の評価・検証を行いました。この取組は、本市議会の最高規範である議会基本条例に掲げる議会の基本理念と議員の責務及び活動原則などについて、独自の評価シートを作成し、議員個人が掲げた公約の実現に向けた任期中の取組について主観で評価・検証すること、また、議会基本条例に掲げる議会活動の共通項目「市民との関係」、「市長等との関係」、「議会の機能強化」、「委員会の活動」について、本市議会での取組はどうであったのかを各会派で客観的に評価・検証し、これらの取組実績を数値化することの2つの評価手法から見えてきた課題に対し、改善に向けた具体的な取組を全体で確認、共有することを目的として行いました。

また、この取組は、議会・議員活動を評価・検証し、課題から明らかになった具体的な取組を議会内で共有し、次の議会活動に生かしていくという議会及び議員におけるPDCAサイクルの確立をめざすものでもあります。そして、この評価・検証は、議員活動を市民に周知する機会でもあると捉え、有権者に約束した我々の公約に対する取組を見える化しようとする本市議会初めての試みであります。公約取組に係る議員活動評価検証シートの集約結果については、主観的评价の結果、多くの議員がB評価「一定の水準の取組ができた」としており、達成度は70%となりました。議会基本条例に掲げる議会活動の共通項目についての全体評価は、達成度64%でB評価となりましたが、活動指針に沿った議会活動ではあるものの、課題とした内容を整理し、改善への取組を具体的にまとめる必要があると総括し、委員会での議論から、SNSの活用、年間計画に沿った委員会活動とその総括、活発な自由討議の実施などの取組をまとめました。

今回の評価・検証では、各議員、各会派の考え方に差異があるため、活動内容は同様であっても評価に違いが生じるといった結果はあるものの、自ら評価に取り組み、課題を抽出し、委員会で議論し、次の活動につなげていくという取組は、三次市議会基本条例の目的に沿った議会活動を担保する非常に意義あるものと考えます。そして、この取組を市民に分かりやすく公表することで、今任期中の議会・議員活動に係る情報公開と説明責任の一端を果たすとともに、市民の市政参画の推進が一層進むことを期待するものであります。

次に、多様性への対応による条項の見直しについて行った議論においては、多様な立場の市民の声を市政に反映し、また、若者や女性など、多様な人材の議会参画を促すことが必要であり、第5条に「議会は、多様な立場の市民の声を市政に反映させるための議会運営を行わなけ

なければならない。」、第17条に「議会は、議会機能強化のため、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努めなければならない。」とする条項の追加を提案することとしました。第20条の見直し手続については、「一般選挙を経た任期中に検証を行い」とある部分について、何について検証を行うのか、対象が何であるのかが不明瞭であることことから、「一般選挙を経た任期中にこの条例の目的及び趣旨の達成状況について検証を行い」と検証の対象を具体的に示す条文とする提案をすることとしました。

次に、「議員定数削減に伴う諸課題への対応について」であります。

次の議員一般選挙では、議員定数が現在の24名から2名減の22名になることから、各常任委員会等の定数について議論を行いました。議員定数削減は現議員が議論した結果であり、現議員が委員会条例の一部改正を行うべきとの意見により、総務、教育民生、産業建設の3常任委員会は7人、議会運営委員会は8人とする意見で一致したものの、広報広聴常任委員会の人数については意見がまとまらず、最終的に一つの意見を総意とする結論には至りませんでした。よって、改選後、これらの議論の経過を踏まえて各委員会の定数が提案されることになると思われます。

次に、議員の政治倫理条例と長期欠席等に係る報酬等の特例に関する条例についてであります。

これらの条例は、明文化することで議員の共通認識となり、規範として活動のよりどころになるということを委員会で確認し、他市の状況等について調査研究を行いました。他市の例などから、議員自ら考え、議論するために、有識者の話を聞くなどの丁寧な取組が必要であり、地方自治法改正等への対応も含め、引き続き議論を行う必要があるとの結論に至りました。

以上、正副議長の活動方針に基づき諮問された事項に対する委員会での自由討議を中心に議論を重ねた結果報告であります。我々はこの4月をもって任期満了となり、改選を迎えることとなりますが、改選後にあっても、二代表制の一翼を担う市議会として、市民の負託に応えるべく、自らの活動の検証から明らかになった課題に対して真摯に改善に取り組み、引き続きその見える化に努めていかなければなりません。

今期をもって勇退される議員各位におかれましては、これまでの取組に対する御理解と御協力に感謝申し上げますとともに、改選後の議員各位の今後の取組に期待し、議会運営委員長報告（諮問事項関係）といたします。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 市立三次中央病院建替等調査特別委員会委員長報告

○議長（山村恵美子君） 日程第4、市立三次中央病院建替等調査特別委員会委員長報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

(市立三次中央病院建替等調査特別委員長 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家市立三次中央病院建替等調査特別委員会委員長。

〔市立三次中央病院建替等調査特別委員長 新家良和君 登壇〕

○市立三次中央病院建替等調査特別委員長(新家良和君) 改めまして、皆さん、おはようございます。市立三次中央病院建替等調査特別委員会委員長報告を行います。

市立三次中央病院建替等調査特別委員会における審査の経過と今後の市立三次中央病院の建て替え事業に対する意見について申し上げます。

市立三次中央病院建替等調査特別委員会は、令和4年6月定例会において設置され、8人の委員による構成で、これまで8回の委員会を開催いたしました。市立三次中央病院は、昭和27年6月に双三中央病院として開設され、現在地へは平成6年9月に公立三次中央病院として開院、三次市、庄原市を範囲とする備北二次保健医療圏の中核病院として重要な役割を果たしてまいりましたが、新築移転後29年以上が経過し、施設設備の老朽化が指摘されています。平成22年度に策定された改修計画の報告書では、大規模修繕費を建て替えに係る工事費へ充足させるべきで、現在の起債の償還が終わる2025年頃に建て替え計画を推進することが望ましいとされており、また、施設内の漏水を始めとする設備の老朽化が顕著になり始めていること、設備の近代化、診療科の増加などによって施設の狭隘化が深刻になっていること、高度医療機能への対応や感染症対策強化等の課題があることなどから、市立三次中央病院新病院基本構想が策定されることになりました。

基本構想では、地域医療構想区域である備北二次保健医療圏の医療提供体制、将来患者数の予測や市立三次中央病院の職員配置の状況、患者数の推移、経営収支の状況等の現状と課題などの分析から、新病院に求められる機能や規模などがまとめられており、病床数は305床程度が提案され、また、新病院基礎調査報告書では、現在地における全面建て替え、現在地における病院本館の建て替えと健診センター改修、別敷地における全面建て替えの3タイプの配置計画と概算事業費の比較結果から、現在地での全面建て替えが適当であるとの方向性が示されました。

基本構想策定に当たって、本委員会では市立三次中央病院建替基本構想検討委員会で検討された内容についての調査を行い、その中で、駐車場の利便性の確保、看護師等医療スタッフの環境改善、脳神経内科の開設、そして全室個室化の可能性を問う意見などが出され、これらについては、基本計画の策定に当たり、さらに検討を求めることといたしました。

また、本委員会では、他市の事例の調査のため、令和5年7月11日に全室個室型病棟による整備が行われた川西市立総合医療センターを、12日には環境配慮の手法による整備が行われた和泉市立総合医療センターの視察を病院関係者と一緒に実施し、それぞれ効果が期待されることを確認いたしました。

そして、令和5年12月22日開催の第6回委員会では、基本構想を基に、整備のコンセプトや施設整備の計画、診療部門の計画、収支計画等がまとめられた市立三次中央病院建替基本計画(案)によって、感染症対応の充実、療養環境の改善のため、ベッドコントロールの優位性が

ら病床稼働率を見直し、病床数280床の全室個室型病棟とする整備方針が示され、また、令和6年2月7日開催の第7回委員会では、この基本計画について行われたパブリックコメントに対する執行部の見解について調査を行いました。

基本計画（案）やパブリックコメントへの見解に対して、委員からは、小さいお子さんや高齢者の受診がより容易になるよう、駐車場の配置やひさし、屋根の設置に十分な配慮を行うこと、また、民間企業とのタイアップやA I等先進技術の活用などによって新しい駐車場利用の手法が考えられないか、全室にトイレ、シャワーの整備が必要であるとする、解体後の物品の有効活用等、環境への配慮を一層進める必要がある、新規開設が想定される総合診療科、漢方外来などへの期待と陳情採択を行った脳神経内科の開設への取組の継続といった意見が出され、これらは今後のコンストラクションマネジメント事業者、基本設計者決定後にあっても大いに反映されるよう求めるものであります。

今回の新病院整備に当たってのコンセプトは、「利用者に“やさしい”病院」、「環境に“やさしい”病院」、「職員に“やさしい”病院」の3つの要素から、「すべてに“やさしい”病院」と掲げられていますので、このコンセプトに沿って、委員会で出された意見をまとめて申し上げます。

初めに、「利用者に“やさしい”病院」であります。病院整備は、ハード面だけで完了するものではなく、そこで提供される医療サービス全般にわたって利用者に優しいことが求められるものであり、市民のよりどころとなるべく、防災の観点も含め、ソフト面においても一層の充実を求めるものであります。

次に、「環境に“やさしい”病院」についてであります。基本計画にも掲げられているライフサイクルコストの縮減、CO₂排出量の削減、医療環境の変化への柔軟な対応等に努め、環境に優しい病院経営が一層推進されることを求めるものであります。

最後に、「職員に“やさしい”病院」についてであります。コロナ禍以降、医療従事者の皆さんにとっては厳しい環境が続いており、特に看護師の離職などの形で顕著に表れています。医療・看護の志、そして、それを支える全てのスタッフに報いる労働環境の整備を求めるとともに、医療従事者がより自らの成長を実感できる組織となるよう取組が進められることを求めるものであります。

意見は以上であります。新たな投資により病院経営がさらに厳しくなることが予想される中、真に必要な医療サービスが地域において永続的に提供が可能となるよう、一層の経営の工夫と人材の確保、育成を切望し、市立三次中央病院建替等調査特別委員会委員長報告といたします。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

○15番（黒木靖治君） 1点お聞きします。

先ほど委員長報告していただきましたが、2ページ目の上段から13行目、「基本計画案やパ

ブリックコメントへの見解に対して委員からは、小さいお子さんや高齢者の受診がより容易になるよう駐車場の配慮」云々とありますが、こだわって申し訳ないんですが、ここへ文言としてなぜ障害者の方が入れられなかったのかと。下には、「利用者に“やさしい”病院」についてを言われているのに、なぜ「障害者」という文言が入らなかったのかお聞きします。

（市立三次中央病院建替等調査特別委員長 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家委員長。

○市立三次中央病院建替等調査特別委員長（新家良和君） 黒木議員の質問にお答えしますが、何ページを指摘されましたか。2ページと聞こえたんですが。

○15番（黒木靖治君） 2ページの上段から13行目になろうかと思います。

○市立三次中央病院建替等調査特別委員長（新家良和君） 申し訳ない。タブレットとページ数が違うので。障害者の文言がなかったことについては、特に議論しておりませんけども、考え方は、今、黒木議員がおっしゃったとおりで、障害者も含めた全てに対して、駐車場については配慮してほしいということは委員会の中では議論しました。ただ、まとめとしてそれが漏れたことについては大変申し訳なく思っております。考え方は同じでございます。

○議長（山村恵美子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本件につきましては、ただいまの委員長報告をもって調査終了することといたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、市立三次中央病院建替等調査特別委員会の調査は終了といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（山村恵美子君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第1号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年12月8日に、三次市三良坂町三良坂3138番地1、旧小川集会所跡地前の市道三良坂37号線で発生した車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げるものであります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第16号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第16号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第16号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第16号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行等に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、戸籍謄本等の広域交付に伴う手数料などを追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） この議案で提案されています広域での戸籍を取ることができる、証明書を取るわけですが、その際の個人情報保護の観点で言えば、広域であった場合どうなるのかということと、それから、情報セキュリティの問題で、ちゃんと職員の周知などができているのか。さらに、本人通知制度との関係でどういうふうになっていくのか、教えていただきたいと思います。

（市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 上谷市民部長。

○市民部長（上谷一巳君） 最初に、個人情報の関係でございますけども、広域交付はあくまでも本人でございます。父母、祖父母、直系親族であれば取ることができます。基本的に、窓口においてマイナンバーカード、もしくは運転免許証等の顔写真つきのもので確認をいたしますの

で、個人情報漏れることはないという認識であります。

次に、セキュリティーの関係については、単独のサーバーになりますので、他との通信のツールはございませんので、そこも安全性が担保されております。

あと、事前登録型本人通知制度のことでよろしいでしょうか。これにつきましては、請求できる方が、先ほど説明しましたように、本人及び父母等の直系親族のみでございますので、本人等請求に当たるために、委任状や第三者請求の際に通知を行う本人通知制度、これについては影響を伴いません。

以上です。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第17号 三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第18号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第19号 三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第20号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第21号 三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

- 議案第 2 2 号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 2 3 号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 2 4 号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 2 5 号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 2 6 号 三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 2 7 号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 2 8 号 三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 2 9 号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 3 0 号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 3 1 号 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 3 2 号 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 3 3 号 三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 3 4 号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 3 5 号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 3 6 号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 3 7 号 三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第 3 8 号 三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第 7、議案第 17 号三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）から議案第 38 号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）までの議案 22 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第 17 号から議案第 38 号までの議案 22 件



について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第17号三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、関係条例である三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、この条例における勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を追加しようとするものであります。

次に、議案第18号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、損害賠償責任の一部免責の基準等に関して、基準給与年額の算定基礎から除く手当を追加することなどに伴い、関係条例である市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、市に対する損害賠償責任の一部免責の基準等に関して、基準給与年額の算定基礎から除く手当に在宅勤務等手当の追加のほか、条項ずれの改正をしようとするものであります。

次に、議案第19号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、港住宅を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1の港住宅の名称と位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第20号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例である三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、用語の定義追加、条文の修正などの文言の整理をしようとするものであります。

次に、議案第21号三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、消防団に係る経費負担の改善、消防団員の処遇改善を図ることなどに伴い、関係条例である三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、消防団員の定数の改正、休団制度の導入、職務手当及び出動手当の引上げなどをしようとするものであります。

次に、議案第22号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例である三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、消防作業従事者などの補償基礎額を引き上げようとするものであります。

次に、議案第23号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市信貞中央集会所ほか2集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表の三次市信貞中央集会所ほか2集会所の名称と位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、保険税の大幅な引上げを抑制する必要があるため、準統一保険税率の採用を見送り、被保険者が所得を基準とした負担能力に応じて保険税を負担することに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の税率などの全面見直しを行おうとするものであります。

次に、議案第25号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、平成30年の介護保険法の改正による介護療養型医療施設に係る事務の経過措置期間が終了することに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、条例第2条第35号の表から指定介護療養型医療施設に係る部分を削ろうとするものであります。

次に、議案第26号三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市老人ホーム入所判定委員会の委員の所属団体及び役職の名称を改めることに伴い、関係条例である三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、委員の名称を改正しようとするものであります。

次に、議案第27号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令等の見直しに伴い、関係条例である三次市介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、介護給付費等のサービス見込量等に基づき、第1号被保険者の介護保険料の改正などをしようとするものであります。

次に、議案第28号三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、作木福祉保健センターの事務室を会議室に変更することに伴い、関係条例である三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1に会議室の使用料を追加しようとするものであります。

次に、議案第29号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、管理者の兼務範囲の明確化、協力医療機関を定めるに当たっての要件の追加などをしようとするものであります。

次に、議案第30号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、管理者の兼務範囲の明確化、重要事項のウェブサイトへの掲示の義務化などを定めようとするものであります。

次に、議案第31号三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置などを定めようとするものであります。

次に、議案第32号三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係条例である三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、介護支援専門員が担当できる利用者数の増加、管理者の兼務範囲の明確化などを定めようとするものであります。

次に、議案第33号三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、こどもの室内遊び場の健全な運営を図るため、使用料を改定することに伴い、関係条例である三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、児童及び保護者その他の介添人の使用料を改正しようとするものであります。

次に、議案第34号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、安全・安心な子供の居場所を確保するため、和田放課後児童クラブを和田小学校へ移転することなどに伴い、関係条例である三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表の和田放課後児童クラブの位置などを改正しようとするものであります。

次に、議案第35号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、工場等設置奨励金に関して、生産拠点の撤退防止や計画的かつ継続的な設備投資を促すため、関係条例である三次市工場等設置奨励条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、市内事業所が増設した場合の奨励金の指定基準を緩和する改正をしようとするものであります。

次に、議案第36号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、政令を参考として、別表の占用料などの改正をしようとするものであります。

次に、議案第37号三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、将来にわたり健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保するため、適正な使用者負担がなされるよう公共下水道使用料体系を改定することに伴い、関係条例である三次市公共下水道条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、公共下水道の使用料体系を見直し、額の引上げをしようとするものであります。

最後に、議案第38号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、株式会社君田トエンティワンの清算を円滑に行うため、関係条例である三次市健康

ふれあい施設管理運営基金条例を廃止しようとするものであります。

以上、議案22件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

○12番（藤岡一弘君） それでは、議案第38号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）について質問をさせていただきます。

こちらの条例改正なんですけれども、現在、清算に向けて手続が進んでおります株式会社君田トエンティワンへの清算に対して、この基金を一般財源として、これを原資に同社の解散に伴う清算を円滑に行うため、借入金の返済であったり、また、出資金の返還等に充てていくということでございます。質問数が多いので、端的に質問をさせていただきます。まず、今回の清算に当たって、2月13日に全員協議会で御説明を頂きましたが、重要なことですので、再度質問をさせていただきます。

まず1つ目に、今回の清算に当たりまして、基金を一般財源にして補助金として交付することに対しまして、法律関係を含めて問題はないのか、市の見解を伺います。

そして2つ目、今回、補助金として交付することではあるんですけれども、この補助金交付に関する要綱はどうなるのか質問します。

続いて3点目でございますが、今回の3月議会において、今回の条例、そして、それに伴う補助制度を設置することをしないと、次期の君田温泉の事業経営に支障を来すというふうに全員協議会でも御説明を頂きました。改めて、今回、3月議会で、今回のこの基金について、または清算に向けて歩みが進まないと、どのような時期の事業経営に対して支障を来すのか、具体的に教えていただきたいというふうに思います。

続いて4点目ですが、借入金について質問いたします。今回、この基金を一般財源にして、2つの金融機関に対する借入金7,150万円、そして、今回の清算に関わる、いわゆる弁護士の方々など清算人の報酬などを含んだ清算業務経費850万円を合わせた8,000万円、そして、それに出資金返還を含めまして、合計が約1億1,500万円ほどになるんですけれども、今回、この借入金が7,150万円あるんですけれども、ここの内訳を教えていただきたいと思います。つまり、これまで借入金に対して、トエンティワンがいつこのお金を借りて、どのようなことに使ってきたのか、また、どのような目的で借入れをされてきたのかお聞きしたいと思います。

そして、今回、清算業務経費が850万円というふうに上がっているんですけれども、ここの明細が分からないと。弁護士費用であったり、または登記であったりだとか、またはいろいろ書類手続等の事務経費にかかるというふうには聞いてはいるんですけれども、この850万円という金額が適切なものなのかどうなのか分からないので、その明細を教えていただきたいというふうに思います。

また、借入金についてですが、この7,150万円について、利息というものは生じているのか、

また、その金額は幾らなのか、お聞きしたいと思います。

以上、お願いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず1点目、基金を崩して一般財源化して支出をしていくということに対しての法的な問題がないかということですが、基金を廃止して一般財源に組み入れ、それを補助金として支出していくということについては問題はございません。補助金として支出をするに当たって、要綱等の制定というところでございますけど、現在のところ、三次市の補助金交付規則、これに沿って対応を考えております。

清算が円滑に行われなかった場合のどのような支障が生じるかということでございますけど、次期事業者におかれましても、これまでの取引事業者でありますとか地域の皆さん、そういった方とのつながり、関係を早急に築いていきたいという思いをお持ちでありますけど、そういったところの関係構築が速やかにはできないということもございます。また、通常清算ではなくて特別清算ということになりますと、裁判所主導の下での破産管財人による整理ということになりますので、施設への立入りの制限でありますとか、特別清算に係る期間というのもまた相当長期な期間を要するものと思われましますので、すぐさま次期事業者が改修工事に入るとか、そういったところへの影響も出てきようかというふうに思います。また、破産という、観光施設にとってはマイナス的なイメージも生じるというようなところも想定をしているところでございます。

借入金7,150万円の内訳等々についてですが、2つの金融機関から借入れをされております。借入れの用途につきましては、清算人のほうから、職員、従業員の給料の支払いでありますとか、仕入れ、そういったところへの借入れであるということで、主にはコロナ禍に入ってから借入れということ聞いております。この7,150万円というのは、元金、利息も含めての金額でございます。

それから、850万円の清算業務経費でございますけど、主な内訳といたしましては、清算人の報酬等が200万円余り、それから、消費税の分納分が350万円余り、事務経費等が60万円余り、そして、指定管理料の下半期部分の返還金、これが200万円余りというのが主な内訳でございます。

以上でございます。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) まず1つ目、法的な問題はないかというところで、やはりここを議会で確認させていただくのが重要だと思って質問をさせていただきました。先ほど、法的に今回の条例で基金を取り崩して一般財源にして補助金として出すことは問題はないということであったんですけど、関連してお聞きいたしますが、今回、いわゆる地方自治法232条の2、つま

り補助金として交付することに対して公益性があるかどうかについてはどのような見解をお持ちなのか、関連して1点質問させていただきます。

そして、3つ目のどのような影響があるのかというところなんですけれども、大きく3つ言われたかと思います。1つ目が、まずは地域との関係について、また2つ目は、もし特別清算になった場合に、施設への立入りが制限されて改修工事に影響が出るというところ、3番目、マイナスイメージがあるといったところなんですけれども、2つ目の、仮に特別清算になった場合に、裁判所命令によって施設への立入りが制限されるのではないかとというところなんですけれども、これは、君田温泉の中に君田トエンティワンの例えば固定資産というものがあるということなんですか。例えば君田温泉というのは、施設の所有者は三次市ですよね。そうなった場合に、三次市の財産が例えば清算手続に入ってしまうということなのか、だから施設へは入れないのか、そこがイメージが分からなかったので、説明していただければというふうに思います。

そして、最後に3点目なんですけれども、今回、金融機関に対しての7,150万円というものを市が、弁済ではないですけれども、借入金に対して返済をするというわけなんですけれども、金融機関との間で、またはこのトエンティワンと金融機関の間で、いわゆる市が損失補償をするような契約があったのか、ないのか、そこについて確認をさせていただければというふうに思います。

以上3点、お願いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 補助金の支出をして、地方自治法232条の2に基づく補助金ということでございますけど、地方公共団体がその公益上必要とある場合に補助することができるというふうにされております。今回の補助金の交付の公益性というところでございますけど、旧君田村の一大事業でありました君田温泉施設等の整備、また、その運営に当たり、三セク会社君田トエンティワンの設立に際しましては、君田村主導により、行政が大きく関与をしてきました。三セク会社設立時における出資につきましても、旧君田村の広報紙により、村民、村内法人の支えを必要としており、株主募集の協力をお願いしてきております。この出資は、一般的な投資目的ではなく、旧君田村の一大事業により協力を呼びかけ、200名余りの村民の方が応えたもので、協力金としての性格を有していたものと思います。

また、三セク設立時には出資の協力をお願いし、解散時には何もしないということでは、旧君田村の事業を引き継いだ市としての道義的な責任、また、地域住民と行政が一体となって事業推進してきたことに対する行政への信頼性、そして、基金につきましては、君田トエンティワンの利益剰余金の一部を寄附金として積み立ててきたものでございます。言うまでもなく、君田温泉は本市の貴重な財産であり、観光資源でございます。これまで、入浴、宿泊、飲食、地域の物産等の販売、そうしたものを通じて、観光消費の増大でありますとか、地域の事業者との取引、また、地域の雇用の確保、そういった地域経済への波及効果、観光資源として10万

人以上を超える集客があり、本市の知名度や認知度のアップ、地域振興や地域活性化に大きく寄与してまいりましたが、現在、休業ということで、この期間が長引くことによる本市への経済への影響、こうしたことから、行政主導による三セク会社の設立経緯、地域住民と一体となって推進してきた事業に対する行政への信頼性、基金の成り立ち、地域経済への波及効果、こうしたことから、清算業務に対する補助ということは公益性があるというふうに判断をしております。

それから、立入りの制限というところでございますけど、ここについては、詳細は私も正確にはつかんでおりませんが、破産管財人によるまずは現地確認というようなところがあるかと思います。その中で、会社所有のものと市のものということで、建物は市のものがございますけど、その現地調査という期間も必要になるかと思いますが、そういった期間が必要になってくるといふふうに考えております。

あと、損失補償契約でございますね。これは、市はこういった損失補償の契約は結んではおりません。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 議案第27号と議案第33号、2件について御質問いたします。

最初に、議案第27号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてですが、今回の改正内容は、第1号被保険者の介護保険料額を改定する内容となっておりますけども、改正概要で見させてもらいますと、保険料の基準額、月額5,849円は変更しないと。第1段階から第3段階の保険料率を0.015から0.15引き下げる、第15段階から第12段階においてはプラス0.1からプラス0.3引き上げる、さらに、新しく第13段階を設けて、保険料率を2.4とするというのが主な改正内容でございますが、このことによって第1号被保険者の保険料総額が現行に比べて幾ら引き上げられるのか、幾ら増えるのか聞きたいのと、これに伴って、第1号被保険者と第2号被保険者との保険料率の関係が現行と変わらないのか否か。この点についてお聞きします。

続いて、議案第33号三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）ですが、みよし森のポッケの健全な運営を図るために、今回、使用料の改正、1人1回200円を300円に改正するという内容でございますが、改正概要のところでは、市内在住者への対応として、平日に限り、大人1人当たり子供1人分の使用料300円を減額する予定とありますけども、これは減額されるのか、それともされないのか。予定の解釈についてお伺いいたします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） 議案第33号こどもの室内遊び場に関する、今後、市内在住者に対する減額については、現在、減額するように、詳細について検討しているという段階でござ



ざいます。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花福祉保健部長。

○福祉保健部長(立花周治君) 大変申し訳ございませんが、ただいまの御質問について、手元に現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) 今、福祉保健部長の答弁、後ほどでも結構ですが、もし仮に増額となった場合、恐らく増額になるだろうと推定するんですが、そのときに、今のこの保険料の負担は、国、県、市、それから1号被保険者と2号被保険者で5割負担をすることになっていますよね。そのときの1号被保険者の支払いと2号被保険者の支払いの率が今23%と27%ですが、これに対する増額が、1号被保険者の23%に対して、なおかつ過不足が生じる可能性が出ますよね。仮にもし保険料率が上がったことによって23%を上回るような場合にはどのように処置をされるのか、併せて御回答願います。

それから、子供の館の利用料の300円の減免予定のことですけれども、もし仮に減免されるのであれば、この条例の中にその旨が記載されるのかどうか。今の条例を見ますと、使用料の減免については、市長はあらかじめ定めた基準に従い使用料を減免し云々とありますけれども、市内在住の大人1人分が300円減免されるということになれば、どこかにこれを明記しておかないと条例として成り立たないのではないかと思いますけれども、その辺の見解についてお伺いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

○子育て支援部長(松長真由美君) こどもの室内遊び場の減免の関係につきましては条例事項ではございません。したがって、三次市こどもの室内遊び場使用料減免基準及び事務取扱要領がございまして、この中で改正をしていくということになります。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 徳岡議員。

○4番(徳岡真紀君) 議案第34号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について、1つ質問させていただきます。

これは和田放課後児童クラブの移転ということで、小学校のランチルームのほうに移設をするということで、道路を渡らなくなる。今までは横断歩道のある道路を渡るような状況だったんですけども、それがなくなって、子供の安心・安全確保には、移転したことでとてもよくなると思うんですけども、これに関して説明会も行われていますが、保護者や支援員、そして子供たちの声も聞かれていると思いますけれども、どのような不安を抱えられていて、それに

対してどのような対応を考えていらっしゃるか、または行われているか、お伺いします。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇教育次長。

○教育次長(宮脇有子君) 議案第34号でございますけれども、説明会のほうを行いまして、特に不安というよりは、明かりが暗いので心配だというお声を頂いておりまして、それは対応するようにしております。また、トイレのほうがランチルームにございまして、体育館のほうのトイレを使うようになりますので、そちらのほうのトイレの改修等も行う予定としております。

(4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 徳岡議員。

○4番(徳岡真紀君) 私も支援員や保護者の方から声を伺っているんですけども、先ほど次長がおっしゃられたように、暗いということで、ランチルームから体育館のトイレを使用しなくてはいけないということで、その間、冬などは外を歩かなければならないということになり、そして、暗い中で不安だという声を伺っていましたが、そうやってライトをつけていただくということもあるかと思うんですけども、小学校1年生だったり低学年の子供たちが不審者などに、何かしらそういったことが起こるんじゃないかというような保護者の不安も伺っています。ランチルームに関しても、とても狭い範囲での活用ということで、支援員たちが今まで置いていたものだったりとか、そういった配慮というものがあるのかどうかということで不安を感じていらっしゃる声も聞いていますので、しっかりとそのあたり、さらに保護者や支援員たちの細かい声を聞いて対応いただけるような形を取っていただけるのか、再度お伺いします。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇次長。

○教育次長(宮脇有子君) また引越し等も行いますので、支援員等とは連携を取ってまいりますし、もちろん小さい子供さんを1人で暗いところに行かせるということはないように、対応はしっかりするようにする予定でございます。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

○2番(山田真一郎君) 議案第38号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例(案)から御質問します。

このふれあい施設管理運営基金条例を見たんですけども、一番最初の第1条に、この基金を何で設置したかというのが書いてあるんですが、ふれあい施設が個性と魅力にあふれた施設として地域社会の形成に貢献するための施設機能の維持向上云々かんぬん書いてあります。この基金の目的を考えると、要は、ふれあい施設、今回で言う君田温泉の施設の運営または維持向上のためという意味合いの目的基金だったと思われるんですが、これから新しい管理者、運営者が決まって、これからはずっと君田温泉自体は、施設は運営されていくと思うんですが、本来ならこの基金というのは、まだ続いていく君田温泉のために、施設のために使うべきとこ

ろを、わざわざ、要は基金条例を廃止してほかのことに使うという、要は、君田温泉の建物、施設自体は続いていくんだけど、そのことよりも条例廃止のほうを優先された、しなければいけない理由についてお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず、現在の基金条例の目的は、先ほど議員が言われましたように、施設機能の維持向上と適正な管理運営の財源を充てるということになっております。ですから、この目的以外には財源として充てることはできません。今現在、会社が解散をして清算をしていくという中で、その清算に充てる補助金として、これまで会社の利益を積み立ててきたこの基金を原資として、補助金として充てていくという考え方でございます。したがって、今のこの基金条例、これを廃止して、それを原資に補助金で支出をしていこうということで、今回、この条例を廃止させていただくものでございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

○2番(山田真一郎君) この基金なんですけど、今回、今後も続いていく君田温泉施設に使っていくのか、今まで頑張ってこられた運営会社の補填に使うのかというところが分かれるところかなと思うんですが、このたび出資金の返金ということにも使われるという話ですけども、この出資金の返金という話が出た元ですよ。例えば株主を中心とする団体が出資金を返してほしいというような要望されたからこんな話が持ち上がっているのか。要は、なぜ出資金を返すという話が協議されるようになったのかというところを教えてください。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) この借入れに対する返済、そして出資金の払戻しというのは、昨年の8月19日に開催された株主総会、そこでの総会資料にも明記はされておりましたが、この解散の決議を決定した後は、市に対して、これまで利益剰余金を積み立てていた基金、これを取り崩して、借入金の返済、また、株主への出資金の返還、これを市に要望をしていきたいということが総会資料にも明記をされておりました。そういったところから、総会に至るまでの中でそういう方向は決められたというふうに認識をしております。

○議長(山村恵美子君) ほかにございますか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についてお尋ねをしたいと思います。

まず、今回、この大幅な値上げになったことの取組というか、5年ぐらい前から、計画的に運用しないけど、財政の安定化ということでやってきたわけですが、なぜこういうふうになったのか、予測できなかったのかということがまず第1点。

それから、今回、大幅な値上げ、20%を10%まで抑えたよという話ですが、今後の計画はどうなるのか。2018年から2030年に県内統一をするということになったんでしょうが、それまで、今からの5年間、6年間の計画はどういうふうになっているのかというのが2つ目。

それから、基本的な問題ですが、市民生活の安定ということで言うと、いきなり10%も国保税を上げるよと。賃金は2%か3%しか上がっていないのに、今回、10%の値上げ、さらには下水道料金も値上げということの提案がありますが、それから、物価高ということの中で、市民生活の安定を重視するんなら、この大幅な値上げのところを数%、2%か3%にするということは、基本的には三次市がこの保険料というか保険税率を決定できるわけですから、これは市長の決断しかないと思うんです。政治的な決断。市民生活を安定させようとするときに、政治的な決断をされて市民生活を守るよということで、いきなり10%というのは無謀じゃし、一般財源の基準外繰入れということになるのかもしれませんが、それは一定程度やって、制度は破綻しとるんだから三次市の責任はあまりないのかもしれませんが、そこは国へのこの制度の破綻ということで政治的な英断はできないのかということもお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

（市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 上谷部長。

○市民部長（上谷一巳君） まず、予測の件でございますけども、県が試算を11月に仮にされておりました。その時点では、今回のこういった予測というのはございませんでした。なぜこうなったかということ、12月前、広島県のほうで想定していた歳入、これが前期高齢者に係るものでございますけども、その見込みが40億円足りなかったということで、引下げ財源が枯渇してしまったということで、県から示された税率が、先ほどもあったように20%、県平均で15.2%です。高いところでは30%近いところもございました。それを受けて、全市町が今回示された準統一保険税率は採用できないと、こういう判断に至ったということでございまして、当然、市町のほうは予測はできておりませんでした。したがって、11月に準統一に賛同し、その準備に向けて進めておりましたけども、その準備をしておりましたけども、年明けに県から示されたこの税率、これは採用できないということで、今回の税率に至ったわけでございます。したがって、市町としては、三次市ですけども、予測はできませんでした。

次に、計画でございます。先ほど議員からも指摘がありましたけども、令和12年から17年の間で準統一を経ずに完全統一へ移行するということが示されました。12から17という間隔も長うございますので、これは連携会議の中で何年度ということを決めていこうということで今準備をされます。これは、来年度になって、例えば令和12年度とか令和15年度というふうになるわけですけど、これはまだ想定ができておりません。この計画につきまして、基本的に納付金、県に市町が拠出する納付金、この額が示されないと率の算定ができないわけです。出の額が分からないとできないわけで、これが示されるのが、当然、来年度、全市町に計画策定を位置づけますので、当然、県としては今後の推移の額を明示されるだろう。その数字をもって、市町としては統一保険税に向けて計画案を作成してまいります。したがって、今の段階では、今後

の計画というのは見込みが立ちません。

また、市民生活の安定ということでございます。これも、議員御指摘があったように、市としましても、保険税の必要額というよりも、実際に市民の方から納付いただく保険料が幾らなのかというところをやっぱり私どもとしても重要視しているところです。県は必要額の中から率を算定してまいりますけど、やはり我々は、じゃ、幾らなのかというところですね。市民の皆様が納付いただく額が幾らなのか。やはりここに重点を置いて税率改正等も検討するわけでございます。したがって、このたび示された20.6%、この数字はとても承服しかねる。最大限基金を投入して10%まで抑える。それが市民生活の安定の、維持じゃございませんけども、そこまで抑えて、何とか6年度は収支のバランスが取れるということでございます。7年度以降については、今のところは、先ほどの繰り返しになりますけども、計画のめどはついておりません。できるだけ市としましても、市民の皆様の負担がこれ以上増えないように、今後の税率算定等についてもしっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございませんか。

今、部長からお話がございましたように、10%と。

それでは、市長。説明は今のとおりだと思います。そこで10%に抑えたということ。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 英断というより、ただいま部長が説明したのが三次市の方針であります。

その中で、先ほど20.6%から、基金を活用して何とか税率を下げるということを、目いっぱい努力をさせていただいて、今回9.98%の上昇にとどめたということであります。今後については、やはりこの制度自体が本当に見直しが必要というふうに考えておりまして、このことにつきましても、県内全市町において同じような上昇率の中で、国保税率が急激に上昇していくといったような市民生活に大きな影響が及ぶような状況になっておりますので、国、あるいは市長会を通じたり、さらには知事会を通じて、この制度についてしっかりと強く要望をしてみたいというふうに考えております。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 約1割上がるのが、20%を10%に抑えたんだからようやくというふうに思うのか、これはひどいのうというふうに、えらいことになったのうというふうに市長が思われているかどうかという問題ですよ。だから、せめて2%から3%に抑えるということが、基本的には、先ほど言ったように、保険税率の決定は三次市ができるんですよね。国やら県じゃないんです。三次市がせにゃいけんことです。だから、三次市の責任においてこれを10%にするという、1割も上げるよということではやはりいけんと思うんです。ぜひとも検討いただきたいと思いますし、国、県にこうした国民健康保険制度の破綻ということについてしっかりと議論していただいいていかにゃいけんのじゃないかなというふうに思います。

それから、部長が今答弁したように、この5年間、計画的な運営をしてこなかったわけでし

よう。2030年、今から6年後か、いつになるか分かりませんが、新たな計画で税率をずっとどうしていくのかという計画もない。何の判断材料もないのに、いきなり保険税率を10%上げるよと。今後、15%になるやら20%になるやら分らんようなものを提案するというのが間違いじゃないですか。ちゃんとした計画を提示して、今後こうなりますよと、市民生活はちゃんと安定していますよということでないとは認められんと思いますよ。ですから、しっかりと今から議論していかなければならないと思いますが、どうですか。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 上谷部長。

○市民部長(上谷一巳君) 御指摘の内容もよく理解はできます。ただ、これも繰り返してございますけど、拠出額が定まらないと率の算定というのはできません。令和7年度以降も基金がないわけですから、どういった。計画書というのはございませんけども、全員協議会の中で示させていただいたこの資料の内容、県のこれまでの連携会議での経過等はお示しをさせてもらっております。上昇は9.98%ですけども、10%に定めさせていただいたのは、来年度の収支、いわゆる出ですね、歳出、これをもってこの率に設定をさせていただきました。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 議案第38号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例(案)についてでございます。

君田トエンティワンの清算と基金条例を廃止するというのが結びつくのはどういうところなのかというところを聞かせていただきたいんですけども、基金条例を廃止するというのは、基金の目的が達成できたときに廃止できるんですよ。ですから、君田温泉の施設、健康ふれあい施設というのは残っていると。あの施設がある以上は、この基金というのは残さないけんというふうに思うんですよ。その根拠は、地方自治法の241条、基金というところがありますけども、厳格に取り扱わなければならないというのがあるんです。ですから、その清算をするということと基金条例を廃止するというのは直接は結びつかないというふうに思うんですよ。それがなぜ結びつけられるようにしなくちゃいけないのか。廃止するというのは、先ほどありましたけども、法的に問題ないと言われましたけども、地方自治法の241条にこれは間違いなしに抵触します。ですから、清算をするというのが、先ほどもありましたけども、なぜ公的なところでしなくちゃいけないのかというところがあると思うんです。そこをちゃんと明確にせんと、この問題はそれこそずるずるいくと思うんですよ。何でこうなったかというようなところから。これはまた一般質問ではしますが、その結びつかないというところを結びつけようとするのは、なぜそういうふうに結びつけるようになるのかというところだけお答えください。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） この基金条例の廃止と清算の関係でございすけど、これまで、この公共施設という君田温泉の施設、それと、それを運営していた官民協力の下で設立した三セク会社君田トエンティワン、これが公共施設を運営している。その施設の維持管理、修繕、そういったものは、君田トエンティワンの会社の利益、これを積み立てたもの、基金、そこからその修繕経費を充てていたという、この運営モデルであったと思います。こういう1つの流れの中で、修繕、維持管理経費、そういったところの財政基盤、そういったものを整えた。そういう一連の運営システム、これを旧君田村でシステムを作られて、これを三次市に引き継いできたというふうに認識をしております。今回、その一連の流れ、施設、会社、そして基金の中で、会社というものが解散になったわけでございますけど、その一連の流れというのが成り立たなくなったということだろうというふうに考えております。そうしたことから、この基金条例というのは目的を失ったというふうに捉えております。したがって、この基金条例の目的は廃止をしていくという考え方でございます。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 質問の確認ですけれども、先ほど宍戸議員のほうから241条に違反するといった断定的な発言があったわけでありすけれども、この241条のどこに抵触しているのか、そこをはっきりさせていただければというふうに思います。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） これは質問じゃないよね。

○議長（山村恵美子君） はい。

○10番（宍戸 稔君） 241条の第2項、運用については、目的を達成するために確実、効率的な運用を義務づけられていると。目的を達成するため。ですから、この基金条例というのは、施設の管理をする上での目的なんですよ。運営をする目的じゃないです。ですから、そういうことです。それと、第3項ですね。第3項で、この処分については厳格性を義務づけられているというのがあります。厳格なんです。一遍基金を設けたら、厳しいことが義務づけられていると。目的外に処分しちゃいけないというようなところも書かれています。それはまた見解の相違だといえそうです。それだろうというふうに思います。断定的に言ったというのはちょっと失言だったと思いますので、それは訂正させていただきます。ここに抵触するであろうというふうに思います。

以上です。

○議長（山村恵美子君） 今の答えに対して反問がございすか。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

○副市長（堂本昌二君） 反問ではございませんけども、今後、よくこの条文を確認しながら御回答をさせていただくようなことになろうと思いますけども、現時点では、きっちりこの条例に

ついても、条例でこれを定めなければならないというのが最終的には定められておりますので、そういうことで、今回もこうして提案させていただいて処分をさせていただこうという提案でございますので、抵触はしていないという考え方は今持っておるところでございます。それをもって提案をさせていただいております。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） ですから、施設の関係は市ですよ。所有物。トエンティワンというのは会社なんですよ。運営会社ということで、そこはきっちり分けて考えんと、一体的に物事を考えたら今のような方向性が考えられるのかもわかりませんけども、そこが一番ポイントだろうと思うんです。基金条例を廃止するとかいうのは、あまりにも一般財源化するので、もともと君田村時代に積み立てたんだと言われますけども、トエンティワンが積み立てたと言われますけども、あれを金融機関に預金をしたわけじゃないんですよ。あれは指定寄附として、寄附金として、君田村に指定寄附をして、それを行政が積み立てて基金を作ったという、その流れなんですからね。行政が積み立てて基金を作ったと。積立ての段階から行政が絡んだと。ですから、その仕分をちゃんとしとかんと、積み立てたという言い方は、トエンティワンのお金だというふうに捉えられるんですけども、決してそうじゃないですよ。そこら辺をちゃんと、一旦こういう目的で使ってくださいよということで寄附をしたわけですから、それをまた返してくれというようなことはなんですよ。だってほかの基金だって指定寄附の場合はそうでしょう。それを取り違えて進めようとするところに無理があるというふうに思うんですけども。じゃないんですか。それだけ。

○議長（山村恵美子君） 今、質問として、基金としての考え方、寄附として。宍戸議員、ちょっと質問になっていませんが。

○10番（宍戸 稔君） ですから、積立金という捉え方が、トエンティワンが積み立てたというふうに印象づけられておりますけども、決してそうじゃないですよ。トエンティワンが寄附したお金を行政が積み立てて基金を作ったということなんです。ですから、その流れをちゃんと理解せんと、それはトエンティワンのお金だという印象を与え過ぎますよ。原資はそうですけども、一旦寄附したものをトエンティワンの運営資金に充てるというのは、財政上おかしい状況になるということで、法的な部分でというのが抵触するということになるんじゃないんですか。その2点。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中廣部長。

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） この基金の考え方ですけど、宍戸議員が言われるように、君田トエンティワンが旧君田村に寄附をして、君田村がこの寄附されたお金を積み立て、そして利子、配当金、それらも合わせて基金として行政が積み立ててきたという、その認識のとおりでございます。



○議長（山村恵美子君） 中廣部長、ですから、これはトエンティワンのお金ではないという考え方。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中廣部長。

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） その原資は君田トエンティワンからの寄附金という認識であります。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第17号から議案第23号までの議案7件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第24号から議案第34号までの議案11件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第35号から議案第38号の議案4件を付託いたします。

それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は13時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時25分——

——再開 午後 1時30分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、午前中の新家議員の質問に対し、立花福祉保健部長から発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 立花福祉保健部長。

○福祉保健部長（立花周治君） 午前中は失礼しました。議案第27号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）に対する新家議員の御質問でございます。その答弁でございますが、介護保険料について、まず、1号被保険者の介護保険料につきましての御質問、現在との単純比較で申し上げますと、1号被保険者の介護保険料額が変更になることで、1号被保険者からの介護保険料徴収額の合計額は減少する見込みでございます。介護保険を運営する上で、1号被保険者の負担割合、議員おっしゃられるとおり23%でございます。この23%の財源につきましては、今後は1号被保険料は減少する見込みでございますので、その分、不足分を基金等を充てて対応するというように計画をしております。

なお、2号被保険者の介護保険料ですが、これも議員おっしゃられたとおり、27%、変わりはありません。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（山村恵美子君） 静粛に願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第 39 号 三次市総合計画の策定について

議案第 40 号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第 41 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 42 号 市道路線の認定、廃止及び変更について

○議長（山村恵美子君） 日程第 8、議案第 39 号三次市総合計画の策定についてから議案第 42 号市道路線の認定、廃止及び変更についてまでの議案 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第 39 号から議案第 42 号までの議案 4 件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第 39 号三次市総合計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び基本計画として三次市総合計画を策定することについて、三次市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第 40 号三次市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 号の規定において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、計画に三次市農業交流連携拠点施設改修事業ほか 5 事業を追加するとともに、広島県水道広域連合企業団の運営開始に伴い、関連事業の実施主体を変更しようとするものであります。

次に、議案第 41 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、新たに中垣内・小森・大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、辺地内における市道栗屋 43 号線の整備を行おうとするものであります。

最後に、議案第 42 号市道路線の認定、廃止及び変更について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道東酒屋藤根原線ほか 5 路線の市道認定、市道酒河 151 号線ほか 1 路線の廃止、市道板屋線ほか 4 路線の変更をすることについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案 4 件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第39号から議案第41号までの議案3件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第42号の議案1件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第9号 令和5年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第9、議案第9号令和5年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第9号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第9号令和5年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,322万8,000円を追加し、補正後の総額を410億9,322万7,000円にしようとするものであります。

本補正は、国の物価高騰対策に関連する補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、住民税均等割のみ課税世帯等臨時特別給付金給付事業1億8,322万8,000円を追加しようとするものであります。

この事業は、物価高騰に直面する生活者への支援として、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給し、あわせて、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童に対し、1人当たり5万円を支給しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,322万8,000円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、住民税均等割のみ課税世帯等臨時特別給付金給付事業について追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

○15番（黒木靖治君） 1点お聞きさせてください。確認なんですけど、今の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業なんですけど、生活保護世帯は対象だったかどうか、確認をお願いします。

（福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 立花福祉保健部長。

○福祉保健部長（立花周治君） これにつきましては、これまでと同様、対象でございます。

○議長（山村恵美子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号令和5年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第10号 令和5年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）

議案第11号 令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（案）

議案第12号 令和5年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第13号 令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（案）

議案第14号 令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第15号 令和5年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第10、議案第10号令和5年度三次市一般会計補正予算（第9号）

(案) から議案第15号令和5年度三次市病院事業会計補正予算(第3号)(案)までの議案6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第10号から議案第15号までの議案6件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第10号令和5年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、継続費の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億613万4,000円を追加し、補正後の総額を418億9,936万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、職員の共済費2,000万円を減額するものの、職員の退職手当2億7,658万6,000円を追加するなど、合わせて2億9,988万円を追加。

民生費は、生活扶助費等4,542万円を追加するものの、障害者自立支援経費1億6,610万4,000円を減額するなど、合わせて2億6,086万8,000円を減額。

衛生費は、休日夜間急患センター運営業務委託料300万円を追加するものの、し尿処理経費2,000万円を減額し、合わせて1,700万円を減額。

農林水産業費は、流域治水事業1,600万円を追加するものの、農業振興事業に係る補助金5,864万9,000円を減額するなど、合わせて1億3,553万6,000円を減額。

商工費は、株式会社君田トエンティワン清算支援補助金1億1,540万円を追加。

土木費は、県道改良工事等負担金2,168万7,000円を減額するものの、除雪に係る委託料1億200万円を追加するなど、合わせて6,600万4,000円を追加。

消防費は、備北地区消防組合負担金1,392万9,000円を減額するものの、消防団員退職報償金2,131万2,000円を追加するなど、合わせて868万1,000円を追加。

教育費は、みよし運動公園陸上競技場大規模改修事業2,132万円を減額するなど、合わせて6,634万円を減額。

公債費は、長期債償還金1億9,190万6,000円を減額するものの、長期債繰上償還金9億9,980万5,000円を追加するなど、合わせて7億9,591万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、主な歳入について御説明いたします。

市税は、固定資産税5,093万4,000円を追加。

地方交付税は、普通交付税2億6,698万4,000円を追加。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付交付金3,631万4,000円を追加するものの、障害者自立支援給付費負担金7,848万9,000円を減額するなど、合わせて6,338万4,000円を減額。

県支出金は、基盤整備促進事業補助金1,500万円を追加するものの、障害者自立支援給付費負担金3,924万5,000円を減額するなど、合わせて1億3,200万7,000円を減額。

寄附金は、教育総務費寄附金31万1,000円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金2億4,976万3,000円を減額するものの、減債基金繰入金3億6,018万7,000円を追加するなど、合わせて2,590万6,000円を追加。

繰越金は、前年度繰越金5億4,000万円を追加。

諸収入は、健康ふれあい施設管理運営基金1億5,132万4,000円を追加するなど、合わせて1億8,727万5,000円を追加。

市債は、過疎地域持続的発展事業債7,250万円を追加するものの、社会体育施設整備事業債4,460万円を減額するなど、合わせて2,770万円を減額しようとするものであります。

第2条継続費の補正につきましては、第2表のとおり、学校給食調理場整備事業について、事業の年度及び年割額を変更しようとするものであります。

第3条繰越明許費の補正につきましては、第3表のとおり、防犯カメラ移設事業ほか35件について追加、農地耕作条件改善事業ほか6件について限度額を変更しようとするものであります。

第4条債務負担行為の補正につきましては、第4表のとおり、東光保育所委託業務ほか2件について追加し、保育所給食配送委託業務ほか1件について限度額を変更しようとするものであります。

第5条地方債の補正につきましては、第5表のとおり、地域情報化推進事業ほか12件について、借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第11号令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ141万1,000円を減額し、補正後の総額を54億5,862万5,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、賦課徴収に係るシステム改修業務委託料を減額し、診療所特別会計への繰出金を追加しようとするものであります。

次に、議案第12号令和5年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入予算の補正につきましては、繰越金1,194万5,000円、他会計繰入金45万9,000円を追加し、基金繰入金1,240万4,000円を減額しようとするものであります。

その内容は、令和4年度診療所特別会計繰越金の繰入れ及び君田診療所運営に対する他会計繰入金を増額し、基金繰入金を同額減額するもので、歳出予算の補正はありません。

次に、議案第13号令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,008万6,000円を減額し、補正後の総額を9億460万円にしようとするものであります。

その内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものであります。

次に、議案第14号令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ437万7,000円を減額し、補正後の総額を7,917万6,000円にしようとするものであります。

その内容は、高平施設取得に伴い実施しました用地測量の成果により事業用地面積が確定したため、一般会計と土地取得特別会計の予算割当を見直したことにより減額しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、第2表のとおり、公共用地先行取得事業について追加しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり、公共用地先行取得事業について借入限度額を変更しようとするものであります。

最後に、議案第15号令和5年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出及び棚卸資産購入限度額の補正であります。

第2条業務の予定量につきましては、入院患者数等の業務量を変更しようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、医業収益1億8,564万6,000円を追加し、収益的収入の総額を107億7,991万9,000円にしようとするものであります。収益的支出の補正では、医業費用1億8,560万4,000円を追加し、収益的支出の総額を106億6,287万2,000円にしようとするものであります。

第4条棚卸資産購入限度額につきましては、限度額を35億9,890万8,000円に改めようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） ただいま議題となっております議案第10号から議案第15号までの議案6件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第15号までの議案6件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第1号 令和6年度三次市一般会計予算（案）

議案第2号 令和6年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第3号 令和6年度三次市診療所特別会計予算（案）

議案第4号 令和6年度三次市介護保険特別会計予算（案）

議案第5号 令和6年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）

議案第6号 令和6年度三次市土地取得特別会計予算（案）

議案第7号 令和6年度三次市病院事業会計予算（案）

議案第8号 令和6年度三次市下水道事業会計予算（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第11、議案第1号令和6年度三次市一般会計予算（案）から議案第8号令和6年度三次市下水道事業会計予算（案）までの議案8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第1号から議案第8号までの議案8件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第1号令和6年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ384億1,000万円を計上し、肉づけ予算となる前年度5月補正後予算に比べ3億6,714万7,000円、率にして1.0%増の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

歳入は、市税から市債までの22の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて66億7,139万2,000円を計上。

地方譲与税は、自動車重量譲与税など、合わせて5億3,426万1,000円を計上。

利子割交付金は265万4,000円を計上。

配当割交付金は3,495万8,000円を計上。

株式等譲渡所得割交付金は3,618万7,000円を計上。

法人事業税交付金は1億3,101万9,000円を計上。

地方消費税交付金は13億3,214万7,000円を計上。

自動車取得税交付金は、存目として1,000円を計上。

環境性能割交付金は6,847万5,000円を計上。



地方特例交付金は1億8,675万3,000円を計上。

地方交付税は146億3,390万6,000円を計上。

交通安全対策特別交付金は749万7,000円を計上。

分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金など、合わせて2億9,177万6,000円を計上。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料など、合わせて2億7,686万1,000円を計上。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金など、合わせて34億165万7,000円を計上。

県支出金は、中山間地域等直接支払補助金など、合わせて28億8,679万2,000円を計上。

財産収入は、物品貸付料など、合わせて2億3,632万2,000円を計上。

寄附金は、ふるさと納税寄附金など、合わせて1億3,900万1,000円を計上。

繰入金は、過疎地域持続的発展基金繰入金など、合わせて16億1,214万2,000円を計上。

繰越金は、存目として1,000円を計上。

諸収入は、預託金元利収入など、合わせて8億142万8,000円を計上。

市債は、道路新設改良事業債など、合わせて51億2,477万円を計上しております。

なお、ゴルフ場利用税交付金は廃款となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は2億6,742万5,000円を計上。

総務費は、基金管理経費など、合わせて57億2,413万7,000円を計上。

民生費は、障害者自立支援経費など、合わせて105億1,655万1,000円を計上。

衛生費は、塵芥処理経費など、合わせて30億8,262万2,000円を計上。

労働費は、労働金庫預託金など、合わせて2億812万5,000円を計上。

農林水産業費は、中山間地域等直接支払経費など、合わせて21億5,636万円を計上。

商工費は、商工業推進経費など、合わせて7億9,725万1,000円を計上。

土木費は、道路新設改良経費など、合わせて40億5,678万5,000円を計上。

消防費は、水防経費など、合わせて17億2,376万3,000円を計上。

教育費は、学校整備経費など、合わせて40億3,771万8,000円を計上。

災害復旧費は、農地・農業用施設及び公共土木施設復旧費など、合わせて1億861万6,000円を計上。

公債費は、長期債償還金など、合わせて57億64万7,000円を計上。

予備費は3,000万円を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、指定管理者制度を導入する施設に係る指定管理料ほか40件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、公共施設等整備事業のほか38事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入れの最高額を60億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できるよう定めるものであります。

次に、議案第2号令和6年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億258万円を計上し、前年度予算に比べ4,488万1,000円、率にして0.8%減の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、健診のしおり作成業務について、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の同一款内においてこれらの経費の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号令和6年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,682万2,000円を計上し、前年度予算に比べ1,729万9,000円、率にして5.8%増の予算となっております。

次に、議案第4号令和6年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億3,929万9,000円を計上し、前年度予算に比べ3億1,090万9,000円、率にして4.3%減の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の同一款内においてこれらの経費の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号令和6年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億132万円を計上し、前年度予算に比べ1億55万1,000円、率にして11.2%増の予算となっております。

次に、議案第6号令和6年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,557万1,000円を計上し、前年度予算に比べ1,014万4,000円、率にして186.9%増の予算となっております。

次に、議案第7号令和6年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

第2条業務の予定量、第1号業務量について、病床数は一般許可病床328床、患者数は年間延べ26万1,469人を計画しております。

第2号建設改良計画は、資産購入5億円、施設整備事業7,176万4,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入は、病院事業収益108億8,069万5,000円、支出は、病院事業費用108億7,979万4,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入は、資本的収入5億4,021万5,000円、支出は、資本的支出9億1,225万5,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,204万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、医療機器の保守管理業務委託に要する経費ほか12件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入ほか1件について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を35億8,228万1,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第8号令和6年度三次市下水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

第2条業務の予定量につきましては、処理面積1,295ヘクタール、年間総処理水量272万5,455立方メートル、1日平均処理水量7,467立方メートル、建設改良費7億3,616万円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、下水道事業収益及び下水道事業費用はともに21億6,601万9,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入は、資本的収入10億6,111万6,000円、支出は、資本的支出16億9,977万円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億3,865万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、排水設備改造資金に対する利子補給ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、下水道施設整備事業ほか2件について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を8億9,289万8,000円に定めようとするものであります。

第11条は、重要な資産の取得について定めようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） ただいま議題となっております議案第1号から議案第8号までの議案8件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの議案8件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 請願第1号 三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第12、請願1件を議題といたします。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第1号三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについては産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、今期定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週2月26日月曜日から28日水曜日までの3日間、12人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う3日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分としたいと思いますので、傍聴を御希望の方、また御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 2時15分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年2月22日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 増 田 誠 宏

会議録署名議員 徳 岡 真 紀